

# フィギュア・スケーティング、アイスダンス及びシンクロナイズド・スケーティングの 審判員及び技術役員資格認定に関する規程

## 《前 文》

財日本スケート連盟フィギュア部委員会は、財日本スケート連盟公認シングル及びペア・スケーティング(以下「フィギュア・スケーティング」という)、アイスダンス並びにシンクロナイズド・スケーティングの審判員及び技術役員の資格認定に関する規程を次のとおり定める。

(2009年11月23日改訂)

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 【目 的】

第1項 この規程は、フィギュア・スケーティング及びアイスダンス、シンクロナイズド・スケーティングの審判員及び技術役員資格認定についての基本的な事項を定め、手続きを明確にすると共に、公正かつ円滑な運営を図り、以ってフィギュア・スケーティング及びアイスダンス、シンクロナイズド・スケーティング競技の振興に資することを目的とする。

### 第 2 条 【認定業務】

第1項 審判員及び技術役員の資格認定は、フィギュア部委員会規約部審判委員会(以下「審判委員会」という)の照査事務を掌り、フィギュア部委員会内に設置する審判専門委員会にこれを付議し、フィギュア部委員会の承認を得てこれを行う。

### 第 3 条 【審判員及び技術役員資格の種類】

第1項 財日本スケート連盟(以下「連盟」という)公認審判員及び技術役員の種類は、別表一(1)、(2)に掲げるとおりである。

第2項 ISU 公認ジャッジ及び ISU 公認レフェリーの資格の種類は、別表一(3)に掲げるとおりである。

第3項 ISU 公認テクニカル・コントローラー及び ISU 公認テクニカル・スペシャリスト、ISU 公認データ/リプレイ・オペレーターの種類は、別表一(4)に掲げるとおりである。

### 第 4 条 【審判員及び技術役員申請資格の通則】

第1項 連盟公認審判員資格認定を申請することができる者は、連盟の第3種登録者(フィギュア部専門委員)でなければならない。ただし P 級又は T 級資格の認定申請者が未登録でも、その年度の 8 月 20 日までに第3種登録を完了すれば連盟のフィギュア部専門委員とみなす。

第2項 連盟公認テクニカル・コントローラー資格認定を申請することができる者は、連盟の第3種登録者でなければならない。

第3項 連盟公認テクニカル・スペシャリスト資格認定を申請する者は、必ずしも第3種登録者でなくてもよいが、第6種および第8種登録者(フィギュア部選手登録)であってはならない。

第4項 連盟公認データ/リプレイ・オペレーター資格認定を申請する者は、必ずしも第3種登録者でなくてもよいが、第6種および第8種登録者であってはならない。

第5項 審判員新規申請のための資格区分(フィギュア・スケート、アイスダンス、シンクロナイズド・スケート)について別表二(1)のとおりに定める。また、この資格区分に基づいた審判員昇格のための資格別、必要経過年数を別表二(2)のとおりに定める。審判員が昇格申請する場合別表二(2)、及び別表三、別表四、別表五の要件を満足しなければならない。

第6項 技術役員が新規、継続申請する場合別表九(1)、又は(2)、(3)の要件を満足しなければならない。

第7項 連盟の第3種登録者(フィギュア部専門委員)で、第3章の資格のある者は ISU 公認ジャッジ及び ISU 公認レフェリー、ISU 公認テクニカル・コントローラーの指名を申請することができる。

第8項 第3章の資格のある者は ISU 公認テクニカル・スペシャリスト及び ISU 公認データ/リプレイ・オペレーターの指名を申請することができる。

## 第 5 条 【連盟公認審判員及び技術役員資格】

第1項 連盟公認審判員として認定されている者は、この規程における別段の定めを満足している限り連盟の第3種登録者(フィギュア部専門委員)は当該資格を失わない。

第2項 連盟公認審判員及び技術役員は、当該暦年において満 20 歳に達しない者、また満 70 才に達する者は連盟公認審判員及び技術役員として新規及び継続申請を行うことができない。

## 第 6 条 【名誉レフェリー及び名誉ジャッジ申請資格】

第1項 【名誉ジャッジ申請資格】

- (1) N 級(ND 級及び NS 級)として少なくとも 15 年間、中断無く公認審判員名簿に登録されていること。
- (2) 都道府県連盟は、(財)日本スケート連盟に貢献した N 級(ND 級及び NS 級)で引退したジャッジのみをこのクラスのジャッジとして申請することができる。

第2項 【名誉レフェリー申請資格】

- (1) NR 級(NDR 級)として少なくとも 15 年間、中断無く公認審判員名簿に登録されていること。
- (2) 都道府県連盟は、(財)日本スケート連盟に貢献した NR 級(NDR 級)で引退したレフェリーのみをこのクラスのレフェリーとして申請することができる。

## 第 7 条 【スケート年度】

第1項 この規程にいうスケート年度とは、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わるスケート事業年度とする。

# 第 2 章 連盟公認審判員及び技術役員の認定申請資格及び申請手続き

## 第 1 節 フィギュア・スケートの審判員申請資格

### 第 8 条 【P 級審判員の申請資格】

第1項 当該暦年において満 20 才に達する者は、P 級審判員の資格認定を申請することができる。

### 第 9 条 【T 級審判員の申請資格】

第1項 別表三(1)に定める要件を備えており、当該暦年において満 20 才に達する者は、T 級審判員の資格認

定を申請することができる。

#### 第 10 条 【B 級審判員申請資格】

第1項 別表三(2)に定める要件を備えており、申請時において T 級審判員の資格を有する者は、B 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 11 条 【A 級審判員申請資格】

第1項 別表三(3)に定める要件を備えており、申請時において B 級審判員の資格を有する者は、A 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 12 条 【N 級審判員申請資格】

第1項 別表三(4)に定める要件を備えており、申請時において A 級審判員の資格を有する者は、N 級審判員の資格認定を申請することができる。ただし、当該暦年において満 50 才に達する者は、N 級審判員の資格認定を申請することができない。

#### 第 13 条 【NR 級審判員申請資格】

第1項 別表三(5)に定める要件を備えており、申請時において N 級審判員の資格を有する者は、NR 級審判員の資格認定を申請することができる。

### 第 2 節 アイスダンスの審判員申請資格

#### 第 14 条 【PD 級審判員の申請資格】

第1項 当該暦年において満 20 才に達する者は、PD 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 15 条 【TD 級審判員の申請資格】

第1項 別表四(1)に定める要件を備えており、当該暦年において満 20 才に達する者は、TD 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 16 条 【BD 級審判員申請資格】

第1項 別表四(2)に定める要件を備えており、申請時において TD 級審判員の資格を有する者は、BD 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 17 条 【AD 級審判員申請資格】

第1項 別表四(3)に定める要件を備えており、申請時において BD 級審判員の資格を有する者は、AD 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 18 条 【ND 級審判員申請資格】

第1項 別表四(4)に定める要件を備えており、申請時において AD 級審判員の資格を有する者は、ND 級審判員の資格認定を申請することができる。ただし、当該暦年において満 50 才に達する者は、ND 級審判員の資格認定を申請することができない。

#### 第 19 条 【NDR 級審判員申請資格】

第1項 別表四(5)に定める要件を備えており、申請時において ND 級審判員の資格を有する者は、NDR 級審判員の資格認定を申請することができる。

### 第 3 節 シンクロナイズド・スケーティングの審判員申請資格

#### 第 20 条 【PS 級審判員の申請資格】

第1項 当該暦年において満 20 才に達する者は、PS 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 21 条 【TS 級審判員の申請資格】

第1項 別表五(1)に定める要件を備えており、当該暦年において満 20 才に達する者は、TS 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 22 条 【BS 級審判員申請資格】

第1項 別表五(2)に定める要件を備えており、申請時において TS 級審判員の資格を有する者は、BS 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 23 条 【AS 級審判員申請資格】

第1項 別表五(3)に定める要件を備えており、申請時において BS 級審判員の資格を有する者は、AS 級審判員の資格認定を申請することができる。

#### 第 24 条 【NS 級審判員申請資格】

第1項 別表五(4)に定める要件を備えており、申請時において AS 級審判員の資格を有する者は、NS 級審判員の資格認定を申請することができる。ただし、当該暦年において満 50 才に達する者は、NS 級審判員の資格認定を申請することができない。

### 第 4 節 連盟公認技術役員申請資格

#### 第 25 条 【テクニカル・コントローラー申請資格】

第1項 申請時において審判資格 A 級以上の資格を有する者は、資格認定を申請することができる。

第2項 別表九(1)により、TTC 及び BTC 級、ATC 級、NTC 級となる。

第3項 ペア・スケーティング及びアイスダンス、シンクロナイズド・スケーティングについては保留

#### 第 26 条 【テクニカル・スペシャリスト申請資格】

第1項 当該暦年において満 20 才に達する者は、資格認定を申請することができる。

第2項 別表九(2)により、TTS 及び BTS 級、ATS 級、NTS 級となる。

第3項 ペア・スケーティング及びアイスダンス、シンクロナイズド・スケーティングについては保留

#### 第 27 条 【データ/リプレイ・オペレーター申請資格】

第1項 当該暦年において満 20 才に達する者は、資格認定を申請することができる。

第2項 別表九(3)により、TDRO 及び BDRO 級、ADRO 級、NDRO 級となる。

第3項 シングル及びペア・スケーティング、アイスダンス、シンクロナイズド・スケーティングは共通資格とする。

## 第 5 節 連盟公認審判員、技術役員の申請手続き及び受理等

### 第 28 条 〔申請手続き〕

第1項 第3条第1項に定める連盟公認審判員、技術役員を申請しようとする者は、規約部の規程に定める書式による申請書を毎年3月31日までに所属連盟フィギュア部長宛に提出しなければならない。各連盟フィギュア部長は整理の上4月20日までに連盟事務局気付フィギュア部規約部長宛に提出しなければならない。

### 第 29 条 〔審査手続き等〕

第1項 規約部は前条の提出期限経過後、迅速に申請書を照査し、本章に定める資格を備える申請を受理し、これ以外の申請を却下しなければならない。

第2項 前項の照査手続きはプロトコル及びレフェリー・レポート、テクニカル・コントローラー・レポート、バッジ・テスト報告書その他の資料を照合して、速やかに行わなければならない。

第3項 規約部は第1項の規定により、照査を経て受理された申請を照査結果と共に、審判専門委員会に送付し審議された結果を、第2条第1項に定める手続きを経て文書により申請者の所属する加盟団体に通知しなければならない。

第4項 第2条及び本条の定める手続きを経て認定された審判員及び技術役員は、総務部の発行する連盟公認審判員及び技術役員名簿にすべて掲載される。

### 第 30 条 〔届出事項〕

第1項 連盟公認審判員及び技術役員資格を認定されている者が、その所属する加盟団体を変更し、または氏名、住所、勤務先その他連盟に届け出るべき事項を変更した時は、速やかに変更した事項を規定の届出書により連盟事務局に届け出なければならない。

第2項 前項の規定は、連盟公認審判員及び技術役員資格を認定されている者がその資格を辞退しようとする場合に、これを準用する。

## 第 3 章 ISU 公認審判員及び技術役員の指名申請資格及び申請手続き

### 第 31 条 〔申請資格の通則〕

第1項 第3条第2項によって別表一(3)、(4)に掲げるジャッジまたはレフェリー、テクニカル・コントローラー、テクニカル・スペシャリスト、データ/リプレイ・オペレーターとしての指名を申請する者は、第32条ないし第49条に定める資格及びISU規程に定める要件を備え、かつ審判員及び技術役員としての十分な能力を有し、信頼でき公平であり積極的に国外活動をすることができる者でなければならない。

第2項 ISU 公認審判員及び技術役員の指名申請手続きは、所定の申請書により連盟事務局を通じ、規約部に提出し(財)日本スケート連盟フィギュア部委員会の承認を経てISUに申請される。

### 第 32 条 〔国際ジャッジの新規指名申請資格〕

第1項 別表八(1)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートにおいて連

盟公認 N 級又はアイスダンスにおいては ND 級、シンクロナイズド・スケートイングにおいては AS 級のジャッジ資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際ジャッジの新規指名申請を行うことができる。

### 第 33 条 【国際ジャッジの継続指名申請資格】

第1項 別表八(2)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際ジャッジ資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際ジャッジの継続指名申請を行うことができる。

### 第 34 条 【ISU ジャッジの新規指名申請資格】

第1項 別表八(3)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際ジャッジの資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの ISU ジャッジの新規指名申請を行うことができる。

### 第 35 条 【ISU ジャッジの継続指名申請資格】

第1項 別表八(4)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの ISU ジャッジ資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの ISU ジャッジの継続指名申請を行うことができる。

### 第 36 条 【国際レフェリーの新規指名申請資格】

第1項 別表八(5)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイングにおいては連盟公認 N 級又はアイスダンスにおいては ND 級、シンクロナイズド・スケートイングにおいては AS 級のジャッジ資格を有しており、フィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際ジャッジ資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際レフェリーの新規指名申請を行うことができる。

### 第 37 条 【国際レフェリーの継続指名申請資格】

第1項 別表八(6)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際レフェリー資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの国際レフェリーの継続指名申請を行うことができる。

### 第 38 条 【ISU レフェリーの新規指名申請資格】

第1項 別表八(7)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの ISU ジャッジおよび国際レフェリーの資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートイング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートイングの ISU レフェリーの新規指名申請を行うことができる。

### 第 39 条 【ISU レフェリーの継続指名申請資格】

第1項 別表八(8)に定める総ての要件を備え、かつ申請時においてフィギュア・スケートティング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートティングの ISU レフェリー資格を有する者は、それぞれフィギュア・スケートティング又はアイスダンス、シンクロナイズド・スケートティングの ISU レフェリーの継続指名申請を行うことができる。

#### 第 40 条 【国際テクニカル・コントローラーの新規指名申請資格】

第1項 別表九(4)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において連盟公認 ATC 級資格を有する者は、国際テクニカル・コントローラーの新規指名申請を行うことができる。

#### 第 41 条 【国際テクニカル・コントローラーの継続指名申請資格】

第1項 別表九(5)に定める要件を備え、かつ申請時において国際テクニカル・コントローラー資格を有する者は、国際テクニカル・コントローラーの継続指名申請を行うことができる。

#### 第 42 条 【ISU テクニカル・コントローラーの新規指名申請資格】

第1項 別表九(6)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において国際テクニカル・コントローラー資格を有する者は、ISU テクニカル・コントローラー新規指名申請を行うことができる。

#### 第 43 条 【ISU テクニカル・コントローラーの継続指名申請資格】

第1項 別表九(6)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において ISU テクニカル・コントローラー資格を有する者は、ISU テクニカル・コントローラー継続指名申請を行うことができる。

#### 第 44 条 【国際テクニカル・スペシャリストの新規指名申請資格】

第1項 別表九(7)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において ATS 級資格を有する者は、国際テクニカル・スペシャリスト新規指名申請を行うことができる。

#### 第 45 条 【国際テクニカル・スペシャリストの継続指名申請資格】

第1項 別表九(8)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において国際テクニカル・スペシャリスト資格を有する者は、国際テクニカル・スペシャリスト継続指名申請を行うことができる。

#### 第 46 条 【ISU テクニカル・スペシャリストの新規指名申請資格】

第1項 別表九(9)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において国際テクニカル・スペシャリスト資格を有する者は、ISU テクニカル・スペシャリスト新規指名申請を行うことができる。

#### 第 47 条 【ISU テクニカル・スペシャリストの継続指名申請資格】

第1項 別表九(9)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において ISU テクニカル・スペシャリスト資格を有する者は、ISU テクニカル・スペシャリスト継続指名申請を行うことができる。

#### 第 48 条 【国際、ISU データ/リプレイ・オペレーターの新規指名申請資格】

第1項 別表九(10)又は(11)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において ADRO 級資格又は国際データ/リプレイ・オペレーター資格を有する者は、国際、ISU データ/リプレイ新規指名申請を行うことができる。

#### 第 49 条 〔国際、ISU データ/リプレイ・オペレーターの継続指名申請資格〕

第1項 別表九(11)又は(12)に定める総ての要件を備え、かつ申請時において国際又は ISU データ/リプレイ資格を有する者は、国際又は ISU データ/リプレイ継続指名申請を行うことができる。

#### 第 50 条 〔新規指名申請手続〕

第1項 第 3 条第 2 項及び第 3 項に掲げる ISU 公認審判員及び技術役員として ISU に指名を申請する者は、規約部規程に定める書式による申請書を、加盟団体を通じて毎年 2 月 15 日までに規約部に提出しなければならない。

第2項 ISU より第 3 条第 2 項及び第 3 項に掲げる ISU 公認審判員及び技術役員として任命されたことがない者及び任命されたことがあるが継続指名申請を行わなかったために資格を失った者が、再び ISU 公認審判員及び技術役員の指名申請をする場合はいずれも新規指名としての申請を行わなければならない。

第3項 現に ISU より第 3 条第 2 項及び第 3 項に掲げる ISU 公認審判員及び技術役員として任命されている者が、次年度も引き続き ISU より当該審判員及び技術役員として任命されるためには、第 1 項に基づき継続指名申請を行わなければならない。

ISU より資格停止処分を受けている者が、停止期間満了後復帰しようとする場合も同様である。

第4項 第 29 条の規定は、本章の指名申請にこれを準用する。

第5項 第 30 条の規定は、本章の ISU ジャッジあるいは ISU レフェリーの指名申請にこれを準用する。

### 第 4 章 審判員の不活動による審判資格の降格及び復帰

#### 第 1 節 降 格

##### 第 51 条 〔NR 級審判員の不活動による降格〕

第1項 連盟公認 NR 級資格を有する者が別表六(1)に定める活動のうち、1.に関して 3 スケート年度間に一度も参加しなかった場合、その 3 スケート年度が経過した翌スケート年度から自動的に N 級に降格する。

##### 第 52 条 〔N 級審判員の不活動による降格〕

第1項 連盟公認 N 級資格を有する者が別表六(2)に定める活動のうち、1.に関して 3 スケート年度間に一度も参加しなかった場合、その 3 スケート年度が経過した翌スケート年度から自動的に A 級に降格する。

第2項 前項の規定は、前条の規定により NR 級から N 級の資格に降格した者にもこれを準用する。

##### 第 53 条 〔A 級審判員の不活動による降格〕

第1項 連盟公認 A 級資格を有する者が別表六(3)に定める活動のうち、1.に関して 3 スケート年度間に一度も参加しなかった場合、その 3 スケート年度が経過した翌スケート年度から自動的に B 級に降格する。

第2項 前項の規定は、前条の規定により N 級から A 級の資格に降格した者にもこれを準用する。

##### 第 54 条 〔B 級審判員の不活動による降格〕

第1項 連盟公認 B 級資格を有する者が別表六(4)に定める活動のうち、1.に関して 4 スケート年度間に一度も



参加しなかった場合、その4スケート年度が経過した翌スケート年度から自動的にT級に降格する。  
第2項 前項の規定は、前条の規定によりA級からB級の資格に降格した者にもこれを準用する。

**第55条** 【NDR級審判員の不活動による降格】

保 留

**第56条** 【ND級審判員の不活動による降格】

保 留

**第57条** 【AD級審判員の不活動による降格】

保 留

**第58条** 【BD級審判員の不活動による降格】

保 留

**第59条** 【NS級審判員の不活動による降格】

保 留

**第60条** 【AS級審判員の不活動による降格】

保 留

**第61条** 【BS級審判員の不活動による降格】

保 留

**第2節 降格した審判員の復帰申請手続き**

**第62条** 【T級に降格した場合のB級復帰申請資格】

第1項 第54条の規定により、T級資格に降格した者は、降格が確定したスケート年度の次年度より起算して1スケート年度以内であれば、別表七(1)に定める要件を備えた場合、第10条の規定にかかわらずB級の資格認定を申請することができる。この期間の適用を失った者は、総て新規申請の対象者とする。

**第63条** 【B級に降格した場合のA級復帰申請資格】

第1項 第53条の規定により、B級資格に降格した者は、降格が確定したスケート年度の次年度より起算して2スケート年度以内であれば、別表七(2)に定める要件を備えた場合、第11条の規定にかかわらずA級の資格認定を申請することができる。この期間の適用を失った者は、総て新規申請の対象者とする。

**第64条** 【A級に降格した場合のN級復帰申請資格】

第1項 第52条の規定により、T級資格に降格した者は、降格が確定したスケート年度の次年度より起算して2スケート年度以内であれば、別表七(3)に定める要件を備えた場合、第12条の規定にかかわらずN級の資格認定を申請することができる。この期間の適用を失った者は、総て新規申請の対象者とする。

**第65条** 【N級に降格した場合のNR級復帰申請資格】

第1項 第51条の規定により、T級資格に降格した者は、降格が確定したスケート年度の次年度より起算して2

スケート年度以内であれば、別表七(4)に定める要件を備えた場合、第13条の規定にかかわらずNR級の資格認定を申請することができる。この期間の適用を失った者は、総て新規申請の対象者とする。

第66条 〔TD級に降格した場合のBD級復帰申請資格〕

保 留

第67条 〔BD級に降格した場合のAD級復帰申請資格〕

保 留

第68条 〔AD級に降格した場合のND級復帰申請資格〕

保 留

第69条 〔ND級に降格した場合のNDR級復帰申請資格〕

保 留

第70条 〔TS級に降格した場合のBS級復帰申請資格〕

保 留

第71条 〔BS級に降格した場合のAS級復帰申請資格〕

保 留

第72条 〔AS級に降格した場合のNS級復帰申請資格〕

保 留

### 第3節 申請手続き

第73条 〔既定の準用〕

第1項 第28条及び第29条の規定は、第62条ないし第65条に基づく審判資格認定申請第1項にこれを準用する。

## 第5章 審判員、技術役員に対する懲罰

第74条 保 留

## 付 則

### 第 75 条 〔実施期日及び経過規程〕

- 第1項                   この規程は、1980年7月1日よりこれを実施する。
- 第2項 (改定)           この規程は、1990年7月1日よりこれを実施する。
- 第3項 (改定)           この規程は、1993年4月1日よりこれを実施する。
- 第4項 (改定)           この規程は、1996年4月1日よりこれを実施する。
- 第5項 (改定)           この規程は、1998年7月1日よりこれを実施する。
- 第6項 (改定)           この規程は、1999年12月26日よりこれを実施する。
- 第7項 (改定)           この規程は、2009年11月23日よりこれを実施する。
- 第8項                   この規程は、この規程実施前に既に生じた効力を妨げない。

別 表 一

<p>—(1)</p>	<p>連盟公認審判員資格の種類</p>	<p><b>フィギュア・スケーティング(シングル・ペア)</b>            プレリミナリー級(以下「P 級」という)            テスト級(以下「T 級」という)            B 級            A 級            ナショナル級(以下「N 級」という)            ナショナル・レフェリー級(以下「NR 級」という)</p> <p><b>アイスダンス</b>            プレリミナリー級(以下「PD 級」という)            テスト級(以下「TD 級」という)            B 級(以下「BD 級」という)            A 級(「以下 AD 級」という)            ナショナル級(以下「ND 級」という)            ナショナル・ダンス・レフェリー級(以下「NDR 級」という)</p> <p><b>シンクロナイズド・スケーティング</b>            プレリミナリー級(以下「PS 級」という)            テスト級(以下「TS 級」という)            B 級(以下「BS 級」という)            A 級(「AS 級」という)            ナショナル級(以下「NS 級」という)</p>
<p>—(2)</p>	<p>連盟公認技術役員資格の種類</p>	<p><b>テクニカル・コントローラー(シングル・スケーティングのみ)</b>            テスト級(以下「TTC 級」という)            B 級(以下「BTC 級」という)            A 級(以下「ATC 級」という)            ナショナル級(以下「NTC 級」という)</p> <p><b>テクニカル・スペシャリスト(シングル・スケーティングのみ)</b>            テスト級(以下「TTS 級」という)            B 級(「BTS 級」という)            A 級(以下「ATS 級」という)            ナショナル級(以下「NTS 級」という)</p> <p><b>データ/リプレイ・オペレーター</b>  <b>(シングル、ペア、アイスダンス、シンクロ共通)</b>            テスト級(以下「TDRO 級」という)            B 級(以下「BDRO 級」という)            A 級(以下「ADRO 級」という)            ナショナル級(以下「NDRO 級」という)</p>

<p>—(3)</p>	<p>ISU 公認レフェリー、 ジャッジ資格の種類</p>	<p><b>フィギュア・スケーティング(シングル及びペア)、アイスダンス 及びシンクロナイズド・スケーティング</b></p> <p>ジャッジ 国際ジャッジ ISU ジャッジ</p> <p>レフェリー 国際レフェリー ISU レフェリー</p>
<p>—(4)</p>	<p>ISU 公認 技術役員資格の種類</p>	<p><b>シングル・スケーティング、ペア・スケーティング、アイスダンス 及びシンクロナイズド・スケーティング</b></p> <p>テクニカル・コントローラー 国際テクニカル・コントローラー ISU テクニカル・コントローラー</p> <p>テクニカル・スペシャリスト 国際テクニカル・スペシャリスト ISU テクニカル・スペシャリスト</p> <p>データ/リプレイ・オペレーター 国際データ/リプレイ・オペレーター ISU データ/リプレイ・オペレーター</p>

別表二～(1)

審判員申請のための資格区分

〔シングル〕

資格区分	経歴
S-1	全日本フィギュア・スケート選手権大会 10位以内の者
S-2	バッジ・テスト 6級以上の保持者
S-3	上記以外の者

〔アイスダンス〕

1999年12月26日改正実施

資格区分	経歴
D-1	全日本フィギュア・スケート選手権大会 アイスダンス3位以内の者
D-2	バッジ・テスト アイスダンス・シルバー級以上の保持者
D-3	上記以外の者

〔シンクロ〕

資格区分	経歴
Sy-1	全日本シンクロナイズド・スケーティング選手権大会出場の経験を有する者
	シングル・ペア審判資格 A級以上である者
	アイスダンス審判資格 AD級以上である者
Sy-2	上記以外の者

別表二～(2)

〔シングル〕

昇格申請の級区分	T 級申請	B 級申請	A 級申請	N 級申請	NR 級申請
現在の審判員資格 資格区分	P 級	T 級	B 級	A 級	N 級
S-1 全日本 10 位以内	—	1 年	2 年	3 年	6 年
S-2 バッジ・テスト 6 級以上	—	2 年	3 年	4 年	6 年
S-3 その他	1 年	2 年	4 年	5 年	6 年

摘要》表の見方：S-2資格の審判員はA級を申請するためにはB級審判員として3年の経験が必要である。(P級:プレミナリー・シングル級、役員の略号参照のこと)

〔アイスダンス〕

1999年12月26日改正実施

昇格申請の級区分	TD 級申請	BD 級申請	AD 級申請	ND 級申請	NDR 級申請
現在の審判員資格 資格区分	PD 級	TD 級	BD 級	AD 級	ND 級
D-1 全日本 3 位以内	—	1 年	2 年	3 年	6 年
D-2 バッジ・テスト S 級以上	—	2 年	3 年	4 年	6 年
D-3 その他	1 年	2 年	3 年	5 年	6 年

摘要》表の見方：D-1資格の審判員はND級を申請するためにはAD級審判員として3年の経験が必要である。(PD級:プレミナリー・ダンス級、役員の略号参照のこと)

〔シンクロナイズド〕

1999年12月26日改正実施

昇格申請の級区分	TS 級申請	BS 級申請	AS 級申請	NS 級申請
現在の審判員資格 資格区分	PS 級	TS 級	BS 級	AS 級
Sy-1 全日本シンクロ大会出場経験者 または最初の申請時シングル/ペア A 級、 あるいはアイスダンス AD 級以上	—	3 年	4 年	5 年
Sy-2 その他	1 年	3 年	4 年	5 年

摘要》表の見方：Sy-1資格の審判員はAS級を申請するためにはBS級審判員として4年の経験が必要である。(Sy:シンクロナイズド、PS級:プレミナリー・シンクロナイズド級、役員の略号参照のこと)

＊ 審判員資格昇格時における要件の明確化

スケート年度は7月1日から翌年6月30日とする。

ただし、昇格申請年度のバッジ・テスト及び地方競技会については、昇格申請申し込み締切りの3月31日とする。

別表三 《審判シングル／ペア》

三(1)	T 級申請資格 (規程第 9 条第 1 項を満足すること)	1. 別表二～(1)の資格区分 S-1、S-2 の経験を有すること、又はプレミナリー・シングル級 (P 級) として、1 年以上満足な活動をしていること。
三(2)	B 級申請資格 (申請時 T 級であり、右の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数 [別表二～(2)] の間、継続して以下①、②の活動を満たしていること。 ① 連盟または加盟団体が主催または主管し、若しくは連盟がジャッジ団の派遣を要請された競技会 (以下、単に「地方大会を含む競技会」という) において、ジャッジまたはトライアル・ジャッジ若しくは役員としての活動を各年 1 回以上行っていること。 ② バッジ・テストで、ジャッジとしての活動を各年 1 回以上行っていること。(もし、この条件を満たす事ができない時は地方大会におけるジャッジ活動を上記①の回数以外をこれに換えることができる) 2. 申請日の属するスケート年度の連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加していること。
三(3)	A 級申請資格 (申請時 B 級であり、右の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数 [別表二～(2)] の間、継続して以下①、②の活動を満たしていること。 ① 地方大会を含む競技会においてジャッジとしての活動を各年 1 回以上行っていること。 ② バッジ・テストで、ジャッジとしての活動を各年 2 回以上行っていること。(もし、この条件を満たす事ができない時は地方大会におけるジャッジ活動を上記①の回数以外をこれに換えることができる) 2. 連盟主催のジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間において 2 回以上参加していること。 3. 申請日の属するスケート年度においては、後添いの競技大会表 (一)～(三) に定めるいずれかの競技会のシングルのジャッジ団の一員、又はトライアル・ジャッジとしての活動を 1 回以上、満足な活動を行っていること。 4. 申請年の連盟主催のジャッジ昇格テストに合格すること。
三(4)	N 級申請資格 (申請時 A 級であり、規程第 12 条第 1 項を満足し、右の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数 [別表二～(2)] の間、継続して以下①、②の活動を満たしていること。 ① 地方大会を含む競技会においてレフェリー又はジャッジとしての活動を各年 2 回以上行っていること。 ② バッジ・テストで、ジャッジとしての活動を各年 2 回以上行っていること。(もし、この条件を満たす事ができない時は地方大会におけるジャッジ活動を上記①の回数以外をこれに換えることができる) 2. 連盟主催のジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間において 3 回以上



		<p>参加していること。</p> <p>3. 必要経験年数間において、後添いの競技大会表(一)～(三)に定めるいずれかの競技会のシングルのジャッジ団の一員としての活動を各年1回以上行っていること。</p> <p>ただし、申請日の属するスケート年度においては後添いの競技大会表(一)に定めるいずれかの競技会でジャッジとして満足な活動を行っていること。</p> <p>4. 申請年の連盟主催のジャッジ昇格テストに合格すること。</p>
三(5)	NR 級申請資格 (申請時 N 級であり、右の全要件を備えること)	<p>1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下①、②の活動を満たしていること。</p> <p>① 地方大会を含む競技会においてレフェリー又はジャッジとしての活動を各年2回以上行っていること。</p> <p>② バッジ・テストで、ジャッジとしての活動を各年2回以上行っていること。(もし、この条件を満たす事ができない時は地方大会におけるジャッジ活動を上記①の回数以外をこれに換えることができる)</p> <p>2. 連盟主催のジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間において3回以上参加していること。</p> <p>3. 必要経験年数間において、レフェリーとしての経験を3回以上行っており、そのうち後添いの競技大会表(一)～(三)に定めるいずれかの競技会でシングルのレフェリーを2回以上行い、レフェリーとして満足な活動を行っていること。</p> <p>4. 申請年の連盟主催のレフェリー昇格テストに合格すること。</p>

別表四 《審判アイスダンス》

四(1)	TD 級申請資格 (規程第 15 条第 1 項を 満足すること)	1. 別表二～(1)の資格区分D-1、D-2の経験を有すること、又はプレミ ナリー・ダンス級(PD 級)として、1年以上満足な活動をしていること。
四(2)	BD 級申請資格 (申請時 TD 級であり、右 の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 地方大会を含む競技会、又はバッジ・テストでアイスダンス・ジャッジ としての活動を各年 1 回以上行っていること。 2. 連盟主催のアイスダンス・ジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間にお いて 1 回以上参加していること。
四(3)	AD 級申請資格 (申請時 BD 級であり、右 の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 地方大会を含む競技会又はバッジ・テストにおいて、アイスダンス・ ジャッジとしての活動を各年 2 回以上行っていること。 2. 連盟主催のアイスダンス・ジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間にお いて 1 回以上参加していること。
四(4)	ND 級申請資格 (申請時 AD 級であり、規 程第 18 条第 1 項を満足 し、右の全要件を備える こと)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 地方大会を含む競技会又はバッジ・テストでアイスダンスのレフェ リー又はジャッジとしての活動を、各年 2 回以上行っていること。 2. 連盟主催のアイスダンス・ジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間にお いて 3 回以上参加していること。 3. 申請日の属するスケート年度においては、後添いの競技大会表(一) に定めるいずれかの競技会において、アイスダンス・ジャッジとしての活動 を 1 回以上行っていること。 4. 申請年の連盟主催のアイスダンス・ジャッジ昇格テストに合格すること。
四(5)	NDR 級申請資格 (申請時 ND 級であり、右 の全要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 地方大会を含む競技会又はバッジ・テストにおいて、アイスダンスの レフェリー又はジャッジとしての活動を各年 2 回以上行っていること。 2. 連盟主催のアイスダンス・ジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間にお いて 3 回以上参加していること。 3. 必要経験年数間において、アイスダンス・レフェリーとしての経験を 3 回 以上行っており、そのうち後添いの競技大会表(一)～(三)に定めるい ずれかの競技会において、アイスダンス・レフェリーを 2 回以上行い、レ フェリーとして満足な活動を行っていること。 4. 申請年の連盟主催のダンス・レフェリー昇格テストに合格すること。

別表五 《審判シンクロナイズド・スケーティング》

五(1)	TS 級申請資格 (規程第 21 条第 1 項を 満足すること)	1. 別表二～(1)の資格区分Sy-1の経験を有すること、又はプレミナ リー・シンクロナイズド級(PS 級)として、1年以上満足な活動をしている こと。
五(2)	BS 級申請資格 (申請時 TS 級であり、右 の要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 申請日の属するスケート年度の連盟主催のシンクロナイズド・ジャッ ジズ・セミナーに参加していること。
五(3)	AS 級申請資格 (申請時 BS 級であり、右 の要件を備えること)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 申請日の属するスケート年度の連盟主催のシンクロナイズド・ジャッ ジズ・セミナーに参加していること。
五(4)	NS 級申請資格 (申請時 AS 級であり、規 程第 24 条第 1 項を満足 し、右の全要件を備える こと)	1. 昇格のための必要経験年数[別表二～(2)]の間、継続して以下の活動 を満たしていること。 地方大会を含む競技会において、シンクロナイズドのレフェリー、 ジャッジ又はトライアル・ジャッジとして必要経験年数間に 1 回以上 行っていること。 2. 連盟主催のシンクロナイズド・ジャッジズ・セミナーに、必要経験年数間 において 3 回以上参加していること。 3. 申請年の連盟主催のシンクロナイズド・ジャッジ昇格テストに合格する こと。

**連盟公認審判員 昇格筆記試験・昇格実技試験について【明確化】**

- NR 級、NDR 級、NS 級の昇格試験は筆記試験のみとする。
- N 級、A 級、ND 級は筆記試験と実技試験(面接含む)の両方に合格することを条件とする。
- 単一年度に筆記試験合格で実技試験不合格、又は何らかの理由で実技試験を受験できなくなった者は、翌年に限り筆記試験は免除される。ただし、自動的に免除されるのではなく当該年度の実技試験は新規申請書で行うこととする。
- 単一年度に筆記試験を免除された者が、実技試験不合格、又は何らかの理由で実技試験を受験できなかった場合は、翌年度は改めて新規申請を行うこととする。

別表六及び七 《審判降格及び復帰》

六(1)	NR級の降格→N級 1.に関して3スケート年度間に一度も参加しなかった場合降格する。	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。
六(2)	N級の降格→A級 1.に関して3スケート年度間に一度も参加しなかった場合降格する。	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。
六(3)	A級の降格→B級 1.に関して3スケート年度間に一度も参加しなかった場合降格する。	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。
六(4)	B級の降格→T級 1.に関して4スケート年度間に一度も参加しなかった場合降格する。	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。
七(1)	降格したT級→B級への復帰申請資格 右の要件を備えること	1. 申請日の属するスケート年度に、連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。
七(2)	降格したB級→A級への復帰申請資格 右の全要件を備えること	1. 申請日の属するスケート年度に、連盟主催のジャッジズ・セミナーに参加すること。 2. 申請年度の連盟主催のジャッジ昇格テストに合格すること。
七(3)	降格したA級→N級への復帰申請資格 右の全要件を備えること	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに2スケート年度間連続して参加すること。 2. 申請年度の連盟主催のジャッジ昇格テストに合格すること。
七(4)	降格したN級→NR級への復帰申請資格 右の全要件を備えること	1. ISUまたは連盟主催のジャッジズ・セミナーに2スケート年度間連続して参加すること。 2. 申請年度の連盟主催のレフェリー昇格テストに合格すること。

\* 六(1)、(2)、(3)、(4)の規定は、それぞれの適用年度(NR級、N級、A級は2スケート年度、B級は1スケート年度)に限り有効である。

別表八 《国際及びISU資格》

八(1)	国際ジャッジの新規指名申請資格 右の全要件を備える者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シングル・スケーティングでは連盟公認審判員資格 N 級以上、アイスダンスでは ND 級以上あるいはシンクロナイズド・スケーティングでは AS 級以上であること。</li> <li>2. 実用の英語力を有しており、連盟主催の英語試験に合格すること。</li> <li>3. ISU 規程第 425 条第 10 項の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(2)	国際ジャッジの継続指名申請資格 右の全要件を備える者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方大会を含む競技会においてジャッジとしての活動を 3 スケート年度間、各年度 2 回以上満足な活動をしていること。</li> <li>2. 後添いの競技大会表(一)～(二)に定めるいずれかの競技会においてジャッジ又はレフェリーとして 3 スケート年度間、各年度 1 回以上満足な活動をしていること。ただし 3 スケート年度間の内、少なくとも 2 スケート年度は後添いの競技大会表(一)に定めるいずれかの競技会における満足な活動であること。</li> <li>3. 連盟主催のジャッジズ・セミナーに 3 スケート年度間のうち、2 回以上参加していること。</li> <li>4. ISU 規程第 425 条第 9 項の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(3)	ISU ジャッジの新規指名申請資格 国際ジャッジであること 右の全要件を備える者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 八(2)－1 に同じ</li> <li>2. 八(2)－2 に同じ</li> <li>3. 八(2)－3 に同じ</li> <li>4. ISU 規程第 425 条第 11 項の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(4)	ISU ジャッジの継続指名申請資格 右の全要件を備える者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 後添いの競技大会表(一)に定めるいずれかの競技会においてジャッジ又はレフェリーとして 3 スケート年度間、各年度 1 回以上満足な活動をしていること。</li> <li>2. ISU 規程第 425 条第 9 項の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(5)	国際レフェリーの新規指名申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISU 規程第 410 条の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(6)	国際レフェリーの継続指名申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISU 規程第 410 条の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(7)	ISU レフェリーの新規指名申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISU 規程第 410 条の要件を満たしていること。</li> </ol>
八(8)	ISU レフェリーの継続指名申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISU 規程第 410 条の要件を満たしていること。</li> </ol>

別表九 《技術役員》

九(1)	連盟公認テクニカル・コントローラー資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. TTC 級申請は、申請日の属するスケート年度の連盟主催のテクニカル・オフィシャル・セミナー(以下単に、「TO セミナー」という)に参加していること。</li> <li>2. BTC 級及び ATC 級申請は、申請日の属するスケート年度の TO セミナーに参加し、連盟主催の認定試験を受験した後 TTC 級、BTC 級及び ATC 級に分けられる。</li> <li>3. BTC 級及び ATC 級資格の有効期間は 2 年で、更新するためには 2 年毎に資格更新の認定試験に合格しなければならない。</li> <li>4. NTC 級申請は、国際及び ISU の資格を有する者である。国際及び ISU の資格を失った時点で自動的に ATC 級となる。</li> </ol>
九(2)	連盟公認テクニカル・スペシャリスト申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. TTS 級申請は、申請日の属するスケート年度の連盟主催の TO セミナーに参加していること。</li> <li>2. BTS 級及び ATS 級申請は、申請日の属するスケート年度の TO セミナーに参加し、連盟主催の認定試験を受験した後 TTS 級、BTS 級及び ATS 級に分けられる。</li> <li>3. BTS 級及び ATS 級資格の有効期間は 2 年で、更新するためには 2 年毎に資格更新の認定試験に合格しなければならない。</li> <li>4. NTS 級申請は、国際及び ISU の資格を有する者である。国際及び ISU の資格を失った時点で自動的に ATS 級となる。</li> </ol>
九(3)	連盟公認データ/リプレイ・オペレーター申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. TDRO 級申請は、申請日の属するスケート年度の連盟主催の TO セミナーに参加していること。</li> <li>2. BDRO 級及び ADRO 級申請は、申請日の属するスケート年度の TO セミナーに参加し、連盟主催の認定試験を受験した後 TDRO 級、BDRO 級及び ADRO 級に分けられる。</li> <li>3. 資格の有効期間は 2 年で、更新するためには後添いの競技大会表(一)～(三)に定めるいずれかの競技会において<u>各年度 1 回</u>の活動を行っているか、又は TO セミナーに参加するかのいずれかを条件とする。</li> <li>4. NDRO 級申請は、国際及び ISU の資格を有する者である。国際及び ISU の資格を失った時点で自動的に ADRO 級となる。</li> </ol>
九(4)	国際テクニカル・コントローラー新規申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連盟公認 ATC 級であること。</li> <li>2. 実用的な英語力を有しており、連盟主催の英語試験に合格すること。</li> <li>3. ISU 規程第 415 条第 6 項の要件を満たしていること。</li> </ol>
九(5)	国際テクニカル・コントローラー継続申請資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ISU 規程第 415 条第 6 項の要件を満たしていること。</li> </ol>

九(6)	ISU テクニカル・コントローラー新規・継続申請資格	1. ISU 規程第 415 条第 5 項の要件を満たしていること。
九(7)	国際テクニカル・スペシャリスト新規申請資格	1. 連盟公認 ATS 級であること。 2. 実用的な英語力を有しており、連盟主催の英語試験に合格すること。 3. ISU 規程第 416 条第 5 項の要件を満たしていること。
九(8)	国際テクニカル・スペシャリスト継続申請資格	1. ISU 規程第 416 条第 5 項の要件を満たしていること。
九(9)	ISU テクニカル・スペシャリスト新規、継続申請資格	1. ISU 規程第 415 条第 4 項の要件を満たしていること。
九(10)	国際データ/リプレイ・オペレーター新規申請資格	1. 連盟公認 ADRO 級であること。 2. 実用の英語力を有しており、連盟主催の英語試験に合格すること。 3. ISU 規程第 417 条第 4 項の要件を満たしていること。
九(11)	国際データ/リプレイ・オペレーター継続申請資格	1. ISU 規程第 417 条第 4 項の要件を満たしていること。
九(12)	ISU データ/リプレイ・オペレーター新規、継続申請資格	2. ISU 規程第 417 条第 3 項の要件を満たしていること。

### 連盟公認技術役員 資格認定試験について【明確化】

- ・新規資格取得者及び昇格者を対象とした認定試験は、以下から構成される。
  - (1) 実技試験:テクニカル・コントローラー及びテクニカル・スペシャリスト、データ/リプレイ・オペレーター共通
  - (2) 要素認定試験(筆記):テクニカル・コントローラー及びテクニカル・スペシャリスト共通
  - (3) TC ルール理解試験(筆記):テクニカル・コントローラーのみ
- ・資格更新者を対象とした認定試験は、以下から構成される。
  - (1) 要素認定試験(筆記):テクニカル・コントローラー及びテクニカル・スペシャリスト共通
  - (2) TC ルール理解試験(筆記):テクニカル・コントローラーのみ
- ・国際資格申請のための英語試験
  - (1) TO セミナー時に行われる英語セッションの実技で行う。

(財)日本スケート連盟主催主管競技大会表

《シングル、ペア、アイスダンス競技会》

(一)	a) 全日本フィギュア・スケート選手権大会 b) 全日本ジュニア・フィギュア・スケート選手権大会 c) 東日本フィギュア・スケート選手権大会 d) 西日本フィギュア・スケート選手権大会
(二)	a) 東日本ジュニア・フィギュア・スケート選手権大会 b) 西日本ジュニア・フィギュア・スケート選手権大会 c) 地域ブロック大会(シニア選手権、ジュニア選手権、ノービス選手権) d) 全日本ノービス・フィギュア・スケート選手権大会
(三)	a) 国民体育大会冬季大会スケート競技会 b) 全日本学生氷上競技選手権大会 c) 全国高校氷上競技選手権大会 d) 全国中学校スケート競技会 e) 国民体育大会予選会 f) 東日本学生フィギュア・スケート選手権大会 g) 西日本学生フィギュア・スケート選手権大会

《シンクロナイズド・スケーティング競技会》

(一)	a) 全日本シンクロナイズド・スケーティング選手権大会
-----	-----------------------------